

企画競争説明書

業務名称：東ティモール国ディリ洪水対策情報収集・確認調査
調達管理番号： 21a00290

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年6月9日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年6月9日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：東ティモール国ディリ洪水対策情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年8月 ～ 2022年8月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の36%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

1) 2021年度末(2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者 : 伊里 舞子 Isato.Maiko@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

東ティモール事務所

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

いる者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（2）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（3）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

（4）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格

要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2021年6月18日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2021年6月24日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2021年7月2日 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。
 - 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
 - 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。
なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- (3) 提出先：
 - 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）
「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」
 - 2) 見積書：
宛先：e-koji@jica.go.jp
件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）

河川測量調査（現地再委託経費）

地質調査（現地再委託経費）

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし

- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 現地通貨＝ 米ドル
- b) US\$ 1 = 108.842 円

- 5) その他留意事項（以下、例）

特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者/復旧復興支援
- b) 河川改修計画/土砂対策
- c) 内水・排水対策/災害リスク評価

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 14.4 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点

15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年7月28日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

（1）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供

給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務
実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：洪水対策および復旧復興支援にかかる各種調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

a) 業務主任者/復旧復興支援

b) 河川改修計画/土砂対策

c) 内水・排水対策/災害リスク評価

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者/復旧復興支援】

- a) 類似業務経験の分野：洪水対策および復旧復興支援にかかる各種調査業務
 - b) 対象国：東ティモール国およびその他全途上国
 - c) 語学能力：英語
 - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野 河川改修計画/土砂対策】
- a) 類似業務経験の分野：河川計画/土砂対策にかかる各種調査業務
 - b) 対象国：東ティモール国およびその他全途上国
 - c) 語学能力：英語
- 【業務従事者：担当分野 内水・排水対策/災害リスク評価】
- a) 類似業務経験の分野：内水・排水対策/災害リスク評価にかかる各種調査業務
 - b) 対象国：なし
 - c) 語学能力：なし

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めませ

ん。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／復旧復興支援	(34)	(15)
ア) 類似業務の経験	13	6
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	3
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇	—	(15)
ア) 類似業務の経験	—	6
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	3
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力：河川改修計画/土砂対策	(8)	
ア) 類似業務の経験	4	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	1	
(3) 業務従事者の経験・能力：内水・排水対策/災害リスク評価	(8)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	2	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「東ティモール国ディリ洪水対策情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

東ティモール民主共和国（以下、「東ティモール」という。）は国土の大部分を山岳地帯が占め、海岸沿いは急峻な地形を有するため、地滑りなどの土砂災害や浸水被害が毎年のように発生している。首都ディリは約30万人が居住する都市であるが、排水施設の整備は増加する都市人口に追いついておらず、局地的な豪雨や極端気象により累次の浸水被害が近年増大し、同地域の経済・社会活動は深刻な影響を受けている。

2021年4月、数日来降り続いた豪雨により4日未明にディリ市内の小河川及び排水路は氾濫し、溢れた水は市街地の排水能力を大きく超えたため、市内の大部分が冠水し、道路や護岸、住宅は被害を受け、一時的に1.4万人の避難者が発生した。また、山岳地域では土砂崩れ・地滑りが発生し、道路や橋梁、給水施設が被災するとともに地方都市間の移動が困難となり、地方部の被災状況の把握に支障が生じた。

東ティモールの防災関連機関は、国民保護府や石油地質研究所、気象地球物理局がそれぞれの災害種の情報収集・分析を行い、国民へ情報提供することになっているが、今次災害時に適切に運用できたとは言い難い。災害発生後は、救援や復旧活動のために迅速な被害状況調査や緊急復旧工事が必要であるが、定まった手順は確立されていない。また、土地利用規制などの都市計画制度も未整備のため、浸水地域等の災害に脆弱な地域に、公有地を占拠して暮らす住民も多く存在している。

また、洪水災害後、先方首相より“日本の技術者によるインフラ施設再設計の支援”の発言や、公共事業大臣よりインフラ施設の復旧に対する日本/JICAに対する支援要請レターを受領したところである。

第3条 調査の目的と範囲

本調査は、首都ディリの災害に強い街づくりに関し、今後の協力案件形成に必要な情報を収集することを目的とする。治水施設や排水施設、給水施設の今次の被災状況、洪水被害発生メカニズム、防災関連機関の対応状況等を分析・把握した上で、洪水対策や浸水ハザードマップ等の具体的な検討を試行的に行うことを通じて、今後の協力案件形成に必要な情報収集と分析を行うことを目的とする。

コンサルタントは本目的を達成するために、「第4条 調査実施の留意事項」

を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、調査の進捗に応じ「第6条 報告書等」に記載の報告書等を作成し、東ティモール政府関係者へ説明・協議を行い、機構へ提出するものとする。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 災害発生メカニズムの把握及び災害リスク評価

現地政府等が実施した2021年4月洪水後の現地調査結果を収集・整理し、被災状況について適切に把握する。洪水による被害発生メカニズムを把握した上で、“Build Back Better”を踏まえた災害リスク削減に向けた適切な対策を検討する前提として、災害リスク評価を実施する。

(2) 河川計画、排水計画、給水施設等に関する既存計画・検討等の確認・整理

過去の資料の確認、関係機関へのヒアリング・アンケート調査等により、ディリ市内の小河川と排水路の改修計画、貯水池設置計画の再評価を行い、内水・排水対策とハザードマップ作成に向けた情報収集を行う、また、無償事業「コモロ川上流新橋建設計画」等における調査データ及び上記(1)の災害リスク評価結果を活用し、既存無償事業「コモロ川上流新橋建設計画」で検討した河川計画をレビューした上で、対策内容の再検討(上流の土砂対策を含む)を行う。給水施設復旧の検討の再解析を行い、対策の検討を行う。また、実施中の技術協力プロジェクトやブルト灌漑施設フォローアップ協力で並行して情報収集中であるところ、右活動で得られた情報をもとにマリアナ灌漑施設、ブルト灌漑施設の対策内容も検討する。

(3) “Build Back Better”を踏まえた今後の協力に向けた情報収集

防災機関である国民保護府や防災関連機関の石油地質研究所、気象地球物理局等における予防や災害発生前後の対応に係る情報収集・整理、検証を通じて、今回の災害発生時の現地政府の対応状況だけではなく、災害リスク削減に向けた課題について分析する。また日本の掲げる“Build Back Better”の考えのもと、将来の災害リスク削減に効果的な方策、今後の協力に向けた情報収集を行う。

(4) 業務に関係する多様な関係者への情報共有・意見交換

本調査を通じて得られた情報から今後の協力につなげていくため、公共事業省、国土計画省(MPT)、主要プロジェクト事務局(MPS)、財務省などの関連機関と情報共有・意見交換を行うほか、世界銀行やADBなど関連支援を行う援助機関との意見交換を行う。

(5) 災害発生前後における体系的な緊急対応および防災関連機関の緊密な連携を踏まえた、今後の協力に向けた情報収集

防災関連機関である、国民保護府や石油地質研究所、気象地球物理局における災害発生前後の収集情報の整理、住民への情報伝達方法の検証を通じて、今回の災害発生時にどのような点で連携が不足していたかを分析する。そこから日本の掲げる“Build Back Better”の考えのもと、将来の災害リ

スクを低減させる効果的な情報伝達方法や災害発生時の対応・方策にむけた今後の協力への情報収集を行う。

(6) 設計・積算

河川改修計画、内水・排水対策、給水施設復旧、灌漑施設改修等の検討において、対象施設の概略設計・概略事業費試算を行うにあたっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル」を参照することとする。

(7) 対策立案上の様々な事項への配慮

上記(2)の検討において、環境社会配慮、ジェンダーや災害弱者等配慮を要する場合、その実施方法を検討、提案する。

(8) JICAとの協議・打合せ及び報告書案の提出等

本調査は、「第4条 調査実施の留意事項」及び「第5条 調査の内容」に記載のとおり、調査の各段階で、逐次JICAへの報告・説明・協議をすることになっている。このため、コンサルタントは以下の点に留意すること。

- ① JICA への報告・説明・協議に要する時間を見込んで業務工程を計画すること。
- ② 現地調査中に JICA 本部と打合せする場合には、TEAMS によるオンライン会議を活用すること。
- ③ JICA との協議・打合せを効率的に進めるために、打合せ資料をメール等で事前送付し、予め JIC 担当者が資料の内容を確認できる時間を確保すること。
- ④ JICA との協議・打合せ終了後、速やかに議事録を作成し、JICA 担当者の内容の確認を受けること。
- ⑤ 業務の各段階において作成・提出する報告書案について、JICA 側の十分なレビュー時間を確保すること。

(9) COVID-19 の影響を踏まえた遠隔的な業務実施及び活動計画について

業務開始に当たってCOVID-19の影響により、当初予定のスケジュールの通りの活動が行えない可能性があるため、業務開始当初は、既存データの収集・分析を中心として、C/Pと遠隔でコミュニケーションを取りながら、国内・現地のどちらでも作業ができるよう柔軟に対応することを可とする。上記を踏まえて遠隔的な業務の実施方法及び活動計画をプロポーザルにて提案すること。

第5条 調査の内容

コンサルタントは「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、以下の業務を実施する。効率的に情報収集、解析検討を行うための調査工程計画をプロポーザルにて提案すること。

(1) 既存資料のレビュー及びインセプションレポートの作成・協議

- ① 既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。
- ② 上記の結果や調査に当たって同国関係機関に対応を求める事項・質問などを取りまとめて、インセプションレポートを作成し、JICAに提出する。
- ③ JICAが確認したインセプションレポートを東ティモール政府関係機関に説明し、内容について協議・確認する。また、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担等について、東ティモール政府関係機関と協議・確認する。

(2) 災害発生メカニズムの把握及び災害リスク評価

2021年4月洪水後の現地政府等による調査結果を踏まえて、既存資料の確認、関係機関への聴取・アンケート調査等により、情報を収集・整理する。またアンケート調査等を含む情報収集・整理の結果と通じて同洪水災害発生メカニズムを特定した上で、“Build Back Better”に向けた災害リスク評価を実施する。

(3) コモロ川河川計画のレビュー、対策内容の検討

- ① 関連法制度、既存調査データの収集、分析
無償事業「コモロ川上流新橋建設計画」の調査結果を参考にしながら、東ティモール政府の河川にかかる関連法制度を確認する。東ティモール政府内関連機関から既存調査データ聞き取り調査を行い、収集・分析を行う。
- ② 相手国関係機関と調査範囲についての確認
無償事業「コモロ川上流新橋建設計画」調査時に検討された河川計画に基づき、本調査で行う調査範囲について、相手国関係機関と確認を行う。その際に、災害リスク評価結果に基づき、必要な対策を念頭においた上で、上流の土砂対策も踏まえた調査範囲を設定する。また、調査進捗について、適宜相手国関係機関にも情報共有（説明）を行う。
- ③ 災害リスク評価、降水量データ、水文・流出解析を踏まえた外水対策の設定
今次の洪水発生メカニズムを再検証した上で、無償事業「コモロ川上流新橋建設計画」調査時の河川計画検討時に使用された、降水量データ、水文・流出解析結果、現状の河川流下能力を踏まえ、外水対策（上流の土砂対策を含む）の再検討を行う。
なお外水対策のうち、堤防や護岸整備が必要な場合、都市部（コモロ川の河口から10キロ程度の部分）については、治水の原則である「洪水時の河川の水位を下げて洪水を安全に流す」に則り、計画流量を踏まえた対策案（堤防法線・河川断面の設定など）を検討する。その際に、住民移転の必要性、規模等を踏まえた実現可能性についても併せて検討する。

(4) ディリ内水・排水対策の検討

① 既存調査データの収集、分析

東ティモール政府の委託により、すでに実施されている関連調査報告書などの情報から、調査データを収集し、分析を行う。ポルトガル水道公社により実施された Dili Drainage Improvement Upgrading Project 「DDIUP」の内容分析を行う。また上記(2)の結果を踏まえた上で、今後の洪水発生メカニズムを再検証した上で、対策案を検討する。

② 相手国関係機関と調査範囲についての確認

東ティモール政府の委託により、すでに実施されている関連調査報告書などの情報に基づき、本調査で行う調査範囲について、相手国関係機関と確認を行う。かつ、調査進捗について、適宜相手国関係機関にも情報共有（説明）を行う。

③ 「DDIUP」レビュー結果を相手国関係機関へのフィードバック

ポルトガル水道公社により実施された Dili Drainage Improvement Upgrading Projectの内容レビュー結果を相手国関係機関にフィードバックし、現状の課題等について説明する。

④ タシトル、ヘラ、ティバールにおける排水路の調査

今回の洪水被害で甚大な浸水状況であった、タシトル、ヘラ、ティバール地域の現状の排水路設置状況を調査し、現状を把握する。

⑤ 既存LiDARや降水量データ等を活用し、水文・流出解析および、排水シミュレーションの実施

現状分析を基に、東ティモール政府から共有される既存LiDARデータや降水量データから、水文・流出解析を行うとともに、排水シミュレーションを行い、現状排水路での排水状況の把握、フィードバックを行う。

⑥ 浸水ハザードマップの作成、内水対策の検討（ディリ含む）

調査結果及び浸水シミュレーション結果を踏まえ、適切な内水対策案を検討する。またディリ市内の小河川の浸水状況シミュレーション結果から浸水ハザードマップを作成し、その浸水想定地域での避難計画の検討を提案する。

(5) ディリ給水施設復旧の検討

① ディリ給水施設復旧・既存調査データの収集、取水堰・導水管設計時の内容分析

無償事業「ベモスーディリ給水施設緊急改修計画」での既存調査データの収集および取水堰、導水管設計時の内容を確認し、分析を行う。

② 被災個所の状況確認・原因分析、東ティモール水道公社による復旧計画の確認

取水堰・導水管、ディリ市内浄水場・送配水施設について、2021年4月の洪水災害による被災個所の状況を確認し、原因を分析する。災害発生後に策定されていると思われる東ティモール水道公社による復旧計画を確認

認し、内容を分析する。

③ 今後同規模の降雨が発生した際の取水堰・導水管、浄水場・送配水施設への影響調査

(3) コモロ川河川計画のレビュー、対策内容の検討で行う水文解析等の結果を用いて、無償事業「ベモス-ディリ給水施設緊急改修計画」の際の設計条件との比較、今回の降雨への無償資金協力事業の効果発現について分析を行う。また、今後、2021年4月の降雨量と同等の降雨が発生した場合に、取水堰・導水管、浄水場・送配水施設に想定される被害を推定する。

(6) 防災機関による災害リスク削減に向けた対応策

① 東ティモールにおける災害リスク削減に向けた課題

防災機関である国民保護府や防災関連機関である石油地質研究所、気象地球物理局等における予防や災害発生前後の対応に係る情報収集・整理、検証を行う。その結果を踏まえて、東ティモールにおける災害リスク削減に向けた課題について分析する。

② 防災機関（国民保護府、公共事業省等）の責務と発災時フローの確認

災害発生前後の防災機関における、東ティモール国で規定されている業務所掌、責任範囲を把握するとともに、現状、発災時の業務フローがどのように規定され、実際発動されたか、状況を確認する。また実際に2021年度の洪水災害における発災後の各防災機関がどのような行動を起こしたのかをヒアリングし、その実態を把握する。さらに災害情報伝達機能において、既存設備がどのような能力を保有しており、災害発生時にどのように機能するか評価する。

③ 災害発生後の被災状況調査の実施方法に係る知見の共有

災害対応機関における、災害発生後の被災状況調査の実施方法の現状を確認するとともに、日本における災害発生後の被災状況確認方法に関する情報提供を行い、東ティモール防災対応機関と知見を共有する。

④ 災害発生後の緊急復旧工事の実施方法に係る知見の共有

災害発生後の応急復旧のための緊急復旧工事の具体的な実施方法について、現状での方法を確認・分析するとともに、日本における緊急復旧工事实施に向けた業者・資材調達を含めた情報と知見を検討・共有する。復旧事業の実施過程における相手国関係機関間の調整メカニズムについても検討する。

⑤ 排水ポンプ車の仕様や活用方法の検討・相手国関係機関への提案

ディリ市内が冠水した場合の緊急排水用の排水ポンプ車の活用にあたり、適切な仕様を確認するとともに、同機材の活用方法を検討し、相手国関係機関へ共有する。

⑥ 建設重機の仕様や活用方法の検討・相手国関係機関への提案

洪水災害時に想定される、道路の陥没や地滑りなどの復旧にあたる建設重機の活用にあたり、適切な仕様を確認するとともに、同機材の活用方法を検討し、相手国関係機関へ共有する。

⑦ 河川計画流量確保のための河床や貯水池のメンテナンス方法の検討・相手国関係機関への提案

ディリ市内小河川の河川計画流量確保のための河床メンテナンスや、洪水時の貯水池のメンテナンス方法を検討するとともに、日本での知見を活かし相手国関係機関へ共有する。

⑧ 以上を踏まえて、“Build Back Better”の考えのもと、将来の災害リスク削減に効果的な方策、今後の協力に向けた検討を行う。

(7) プロGRESSレポートの作成

(6) までの調査結果の概要をPROGRESSレポートとして取り纏め、以下の対応を行う。

① 進捗状況を基に次回現地派遣期間の活動内容をワークプランに反映し、ワークプラン案を作成する。

② JICA本部関連部署および東ティモール事務所にて前回現地派遣時の活動内容を報告するとともに次回現地派遣時のワークプラン案を説明する。

(8) コモロ川河川計画の概略事業費の検討

① 河川計画（上流の土砂対策を含む）の概略検討及び概略事業費の試算
上記「(3) コモロ川河川計画のレビュー・対策内容の検討」にて検討された結果を踏まえ、コモロ川河川計画（上流の土砂対策を含む）の概略設計およびその概略事業費の試算を行う。また、住民移転の必要性、規模等に応じて、対策を実現するために必要な対応策についても併せて検討する。

② 調査活動の結果得られた課題や教訓の取りまとめ
調査結果より得られた課題や教訓を取りまとめたうえで、今後の案件形成に資する情報の取りまとめを行う。

(9) ディリ内水・排水対策の概略事業費の検討

① 排水路の改修や貯水池整備、排水ポンプ場を含む内水・排水計画（概算事業費の算出含む）の検討

現地調査結果及び上記「(4) ディリ内水・排水対策の検討」にて検討された結果を踏まえ、ディリ市内排水路の改修、貯水池整備、排水ポンプ場整備を含んだ内水・排水計画の概略検討及び、それら実施に伴う概略事業費を試算する。

② 上記現地調査活動の結果得られた課題や教訓の取りまとめ
現地調査結果より得られた課題や教訓を取りまとめたうえで、今後の案件形成に資する情報の取りまとめを行う。

(10) ディリ給水施設復旧の概略事業費の検討

- ① より強靱な取水堰・導水管復旧計画及び給水施設の復旧計画（概略事業費の試算含む）の検討
現地調査結果を踏まえ、復旧計画への支援が必要と思われる箇所について、既存施設より強靱な給水施設の復旧計画を策定し、併せて概略事業費を試算する。
- ② 現地調査活動の結果得られた課題や教訓の取りまとめ
現地調査結果より得られた課題や教訓を取りまとめたうえで、今後の案件形成に資する情報の取りまとめを行う。

(11) ブルト、マリアナ灌漑施設復旧の概略事業費の検討

- ① 灌漑施設の復旧計画（概略事業費の試算含む）の検討
別途行われる調査（フォローアップ協力）結果等を活用し、ブルト及びマリアナ灌漑施設の改修を含んだ復旧計画の概略検討及び、それら実施に伴う概略事業費を試算する。
- ② 上記現地調査活動の結果得られた課題や教訓の取りまとめ
調査結果より得られた課題や教訓を取りまとめたうえで、今後の案件形成に資する情報の取りまとめを行う。

(12) 防災機関による災害リスク削減に向けた具体的協力内容の検討

- ① 上記（6）で検討された東ティモールにおける災害リスク削減に向けた課題及び将来の災害リスク削減に効果的な構造物対策等の方策、今後の協力に向けた検討結果を踏まえ、具体的な協力内容につき検討する。
- ② 防災機関（含む気象地球物理局）及び住民への災害情報伝達方法の調査と改善策の検討
調査結果を踏まえ、防災機関間の災害情報の効率的な伝達方法に係る調査およびその改善策を検討する。
- ③ 雨量計や水位計を用いた洪水早期警報体制の検討
調査結果から、洪水の早期警報体制をどのように構築すべきか、必要な機材（雨量計、水位計）などのより効率的な導入を含め検討する。
- ④ 洪水時の避難や救援を可能とする基幹道路の設定
調査結果から、洪水発生時の避難や救援を可能とする基幹道路（嵩上げ、幅員等の指定）方策の検討を提案する。緊急事態発生前に事前防災のための施策を提案する。
- ⑤ 調査活動の結果得られた課題や教訓の取りまとめ
調査結果より得られた課題や教訓を取りまとめたうえで、今後の案件形成に資する情報の取りまとめを行う。

- (13) インテリムレポートの作成
(12)までの調査結果の概要をインテリムレポートとして取り纏め、以下の対応を行う。
- ① 進捗状況を基に次回現地派遣期間の活動内容を確定させる。
 - ② JICA本部関連部署および東ティモール事務所に前回現地派遣時の活動内容を報告するとともに次回現地派遣時の活動内容を説明する。
- (14) 補足情報の収集と作成資料の更新
現地の最新の情報を収集し、必要に応じてインテリムレポート提出後に、ドラフト・ファイナルレポートに、関係者と意見交換結果の反映を行う。
- (15) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議
(14)までの調査結果を、ドラフト・ファイナルレポートとして取り纏める。
ドラフト・ファイナルレポートの作成にあたっては、事前にJICAと内容について協議し、必要な修正を行った上で、JICAの了解を得てから、東ティモール側関係者に提出・協議を行う。
- (16) ファイナルレポートの作成
ドラフト・ファイナルレポートに対する東ティモール側関係者及びJICAのコメントを反映させ、ファイナルレポートを作成し、JICAに提出する。

第6条 報告書等

次の報告書等をJICAの指示に従い、JICAが指定する場所に提出する。記載事項及び部数は以下の通りとするが、必要に応じて変更となる。なお調査期間中、成果品に限らず、各種協議、レポート提出等のタイミングにおいて、JICA本部及び東ティモール事務所へのタイムリーな報告を行う。なお各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、⑤ファイナルレポートとする。また部分払における中間成果品は、以下の④インテリムレポート（提出時期：2022年2月下旬）とする。

① インセプションレポート

記載事項 : 第5条(1)を参照

提出時期 : 調査開始後2週間以内

部数 : 和文3部(簡易製本)、英文20部(簡易製本)

電子化ファイル : 3部

提出先 : JICA(本部および東ティモール事務所)、東ティモール国政府等

② プログレスレポート

記載事項 : 第5条(8)を参照

提出時期 : 2021年12月下旬

部数 : 和文3部 (簡易製本)、英文20部 (簡易製本)

電子化ファイル : 3部

提出先 : JICA (本部および東ティモール事務所)、東ティモール国政府等

③ インテリムレポート

記載事項 : 第5条(13)を参照

提出時期 : 2022年2月下旬

部数 : 和文3部 (簡易製本)、英文20部 (簡易製本)

電子化ファイル : 3部

提出先 : JICA (本部および東ティモール事務所)、東ティモール国政府等

④ ドラフト・ファイナルレポート

記載事項 : 全ての調査結果

提出時期 : 2022年7月下旬

部数 : 和文3部 (簡易製本)、英文20部 (簡易製本)

和文要約3部 (簡易製本)、英文要約20部 (簡易製本)

電子化ファイル : 3部

提出先 : JICA (本部および東ティモール事務所)、東ティモール国政府等

⑤ ファイナルレポート (最終成果品)

記載事項 : ドラフト・ファイナルレポートに対する東ティモール国関係者のコメントを受け、必要に応じて情報・データ・提言を加えたもの。

提出時期 : 2022年8月30日

部数 : 和文 5部 (製本)、英文20部 (製本)

和文要約 5部 (製本)、英文要約20部 (製本) (※)

電子化ファイル : 3部

提出先 : JICA (本部および東ティモール事務所)、東ティモール国政府等

(※) ファイナルレポートに概略事業費の記載がある場合、JICAの判断で公開制限を行うことがある。この場合、調査完了後直ちに調査内容を公開するために要約版は、先行公開版と公開制限版の2種類を作成し、先行公開版には概略事業費と事業費を類推できる情報を記載しないことを留意の上、作成する。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年8月より業務を開始し、2021年12月下旬を目途にプロGRESSレポートを提出する。その後、2022年2月下旬にインテリムレポートを提出し、2022年7月下旬までにドラフト・ファイナルレポート、2022年8月30日までにファイナルレポートを作成・提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 25 人月 (M/M) (現地 : 20.0M/M、国内5.0M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成 (及び格付案) は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成 (格付) を提案してください。

- ① 業務主任者/復旧復興支援 (2号)
- ② 河川改修計画/土砂対策 (3号)
- ③ 内水・排水対策/災害リスク評価 (3号)
- ④ 水文解析/流出・氾濫解析
- ⑤ 給水施設復旧計画
- ⑥ 防災情報伝達/発災前後対応
- ⑦ 施工計画・積算

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人 (ローカルコンサルタント等) への再委託を認めます。

- 河川測量調査
- 地質調査

(4) 配布資料/閲覧資料等

配布資料:

- ・無償事業「コモロ川上流新橋建設計画」準備調査報告書
- ・無償事業「ベモスーディリ給水施設緊急改修計画」基本設計調査報告書
- ・開発調査型技術協力「ディリ都市計画策定プロジェクト」事業完了報告書 (日本語要約版)
- ・2021年ディリ洪水被害情報 (UNRC作成)

(5) 対象国の便宜供与 (必要な場合に記載)

(6) その他留意事項

1) 複数年度契約

本調査については複数年度にわたる契約を締結することとするが、年度を跨る現地作業及び国内作業は指定の時期により、精算を行うこととする。

2) 安全管理

現在、東ティモール国政府により、県境を跨ぐ移動に際しPCR検査の陰性証明書が必要となっています。JICA関係者の県境を跨ぐ地方出張については現時点では認められておりません（2021年6月1日現在）。